

# 1. はじめに

## 共済組合の制度が変わります！

令和4年10月から社会保険（健康保険・厚生年金）の適用範囲が拡大されるのに合わせ、  
 臨時的任用職員や、社会保険に加入する短時間勤務職員等については、健康保険は公立学校共  
 済組合に、年金は日本年金機構の一般厚生年金に加入することになります。

★任用形態別 制度の新旧比較（令和4年10月施行）

	現 行	新制度
○ 再任用フルタイム <small>（上段：健康保険 下段：年金）</small>	共済組合	共済組合
	共済組合	共済組合
○ 任期付職員 <small>（育休代替・配偶者同行休業 代替を含む）</small>	共済組合	共済組合
	共済組合	共済組合
○ 臨時的任用職員	共済組合	共済組合
	共済組合	一般厚生年金
○ 短時間勤務職員等 <small>（再任用パートタイム職員、 非常勤職員等）</small>	協会けんぽ	共済組合
	一般厚生年金	一般厚生年金

令和4年6月末時点の情報です！  
 変更がある場合は、  
 改めてお知らせします。



臨時的任用職員は、令和4年10月1日から短期組合員となり、年金は一般厚生年金となります。（※2の場合を除く）

（※1）下表の社会保険の適用拡大の要件を満たすことが前提です。

（※2）令和4年9月末時点において組合員である臨時的任用職員で、任用期間が2月以内で当該期間を超えて使用されることが見込まれない者については、経過措置が設けられる見込みです。

（※3）上表の内容は、令和4年6月末時点のもので、変更の可能性がありますので、ご了承ください。

<参考> 社会保険の適用拡大

	現行制度	新制度（R4.10～）
主 要 要 件	週の所定労働時間が20時間以上	週の所定労働時間が20時間以上
	賃金月額88,000円以上	賃金月額88,000円以上
	<b>継続して1年以上使用される見込み</b>	<b>2ヶ月を超えて使用される見込み</b>
	学生でないこと	学生でないこと

参考：厚労省 HP 「年金制度改正法（令和2年法律第40号）が成立しました」